

建築物の増改築面積等に応じた適合性判定要否の判断方法

既存建築物の非住宅部分の床面積が300㎡未満の場合の規制措置の適用

非住宅部分の増改築の床面積、又は増改築後の非住宅部分の床面積	増改築を行う床面積	平成29年4月施行後に新築された建築物の増改築	平成29年4月時点で現に存する建築物の増改築		
			増改築面積が増改築後全体面積の1/2超	増改築面積が増改築後全体面積の1/2以下(特定増改築)	
300㎡以上	/	適合義務	適合義務	届出	
300㎡未満		300㎡以上	届出義務		
		10㎡超	説明義務		
	10㎡以下	手続きなし			

既存建築物の非住宅部分床面積が300㎡以上の場合の規制措置の適用

非住宅部分の増改築の床面積	増改築を行う床面積	平成29年4月施行後に新築された建築物の増改築	平成29年4月時点で現に存する建築物の増改築		
			増改築面積が増改築後全体面積の1/2超	増改築面積が増改築後全体面積の1/2以下(特定増改築)	
300㎡以上	/	適合義務	適合義務	届出	
300㎡未満		300㎡以上	届出義務		
		10㎡超	説明義務		
	10㎡以下	手続きなし			